

1 日 時 令和 5 年 11 月 16 日 木曜日  
開会 9 時 00 分 閉会 9 時 50 分

2 場 所 京都市総合教育センター 第 1 研修室

3 出席者 教 育 長 稲田 新吾  
委 員 奥野 史子  
委 員 笹岡 隆甫 (オンライン出席)  
委 員 野口 範子  
委 員 松山 大耕  
委 員 石井 英真 (オンライン出席)

4 欠席者 なし

5 傍聴者 1 名

## 6 議事の概要

### (1) 開会

9 時 00 分、教育長が開会を宣告。

### (2) 前会会議録の承認

第 1501 回京都市教育委員会会議の会議録について、全委員の承認が得られた。

### (3) 議事の概要

#### ア 議事

議案 6 件

#### イ 非公開の承認

議案 4 件については、市長の作成する議会の議案に対しての意見の申出及びその他の関係機関と協議等を必要とする事項に関する案件であり、京都市教育委員会会議規則第 3 条に掲げる「非公開事項」に該当するため、京都市教育委員会会議規則に基づき、非公開とすることについて、全員の承認が得られた。

#### ウ 非公開の宣言

教育長から、議案 4 件について、会議を非公開とすることを宣言。

#### エ 議決事項

議第 23 号 京都市立小学校、中学校、小中学校及び幼稚園の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について

議第 24 号 京都市立総合支援学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について

(事務局説明 土屋 学校指導課担当課長)

議第 23 号、「京都市立小学校、中学校、小中学校及び幼稚園の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について」及び、議第 24 号「京都市立総合支援学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について」御説明する。

管理運営規則の改正により、中学校の学年始休業期間、つまり 4 月当初の休業期間を改正し、小学校、中学校、小中学校及び総合支援学校の授業日数を年間 205 日以上にしなければならないと定めた規定を見直すものである。以後の説明において、小中学校は小学校・中学校に含めるものとして省略する。

まずは、規則改正の趣旨について御説明する。本市では、平成 18 年度以降、管理運営規則において年間授業日数を 205 日以上と定め、給食実施回数 197 回の確保や普通教室の冷房化とともに、夏季も含めて年間の授業時数・授業日数を確保する体制であった。こうした取組のもと、本市の小学校・中学校の年間授業時数は、学校教育法施行規則に定められた標準授業時数を上回る十分な時間を確保している。

一方で、本年 8 月 28 日に発出された、中央教育審議会「質の高い教師の確保特別部会」からの緊急提言において、全国的に、標準授業時数を大きく上回っている学校が一定数あることから、児童生徒の学習状況や教職員の勤務の状況を踏まえ「全ての学校で、授業時数について点検したうえで、令和 6 年度以降の教育課程を編成すること」が求められた。特に標準授業時数では小学校 4 年生から中学校 3 年生では 1,015 時間とされているところ、年間授業時数が 1,086 時間以上の学校については、「標準授業時数を大幅に上回る学校」とされ、「見直すことを前提に点検を行うこと」とされた。本市の小学校・中学校においては、年間授業時数が 1,086 時間以上の学校が一定数見られる。

年間授業日数については、205 日以上授業日数を確保するために、長期休業期間をやや短めに設定しているが、学校現場では、3 月末に初出校日を設定して準備期間を設けているものの、4 月の始業式・入学式の日程が早く、新年度に向けた十分な準備がしづらい状況である。一方で、夏季休業・冬季休業をこれ以上短縮することも難しいのが現状である。

こうした新年度の準備が不足しがちになる背景には、育児短時間勤務の増加や教科担任制・チーム担任制の導入、部活動指導に対する教員の意識の変化などの要因により、校内人事をより丁寧に時間をかけて行う必要があることや、支援を要する新入生・転入生が増加し、入学前の学校見学や担任との面談といった個別の対応が求められている等、授業日数を 205 日以上と定めた平成 18 年度から、学校現場を取り巻く状況が変化していることが挙げられる。

以上を踏まえ、規則改正の概要について御説明する。1 点目は、現在、「4 月 5 日まで」としている中学校の学年始休業期間を「4 月 7 日まで」に改め、十分な準備期間を設けたうえで新年度の教育活動を始められる日程とする。なお、小学校・中学校・総合支援学校の休業期間が同じになるが、入学式については、兄弟関係に配慮し、保護者の方が参加しやすい日程を年度ごとに定めることとする。2 点目は、現在、「205 日以上」と定めている規定を削除し、学年始も含めた一定の長期休業期間を確保したうえで、曜日の並びや祝日の状況など毎年の暦を踏まえて学校現場の実態に即した日程を設定する。年間授業時数が十分に確保できている現状を踏まえるとともに、子どもたちの学びの場を確保する観点か

ら、年ごとの暦によっても異なるが、当面は 202 日程度で運用していくことを想定している。

なお、年間授業時数の点検・見直しによって生み出した時間は、児童生徒や教員の負担軽減だけでなく、教材研究など授業の質の向上に向けた取組や、授業以外での学力保障の取組、児童生徒の主体的な活動などにもバランスよく活用するよう学校現場に周知していく予定である。

施行日は令和 6 年 4 月 1 日である。

総合支援学校についても、従来から小学校・中学校に合わせた規定としており、同様の改正案としている。

(委員からの主な意見)

【稲田教育長】 授業日数 205 日以上を規定した際は、「量」を確保するという意義があったが、現在は小・中学校において、その意義が達成されつつあり、もう少し余裕が必要であるとの観点を踏まえた改正案であると認識している。

【奥野委員】 春休みの時間確保はとても重要だと思うが、授業日数が減るという事実だけが表に出た時に、「勉強をする時間が減るのではないか」と保護者が感じるのではないか。学力が心配な子どもたちや保護者に対して、新たに時間ができた分だけ学力保障に向けた手立てがあるということや、今行っている取組について、改めて説明する必要がある。また、保護者や地域に対して周知する際に、単に授業日数が減ると伝えるのではなく、今後の方向性や、働き方改革などの様々な観点から変更したことを説明することが重要である。

【事務局】 授業日数や授業時数が減った分、新たな取組をする学校もあるはずである。学校には、保護者に十分に説明するという事も伝えていきたい。

【野口委員】 兄弟関係で小学校と中学校の入学式の日が重なる場合があると思うが、どのように重なりを避けた日程を組むのか。

【事務局】 本規則には、定められた休業日以外にも休業日を定めることができるという規定がある。学年始休業期間は 4 月 7 日までとしているが、4 月 8 日を休みにして、4 月 9 日に入学式を実施することも可能である。年度ごとに日付が異なることもあるが、このような日程で考えていきたい。

【野口委員】 共働きの家庭が増えている中で、春休みが長くなることについても丁寧な説明が必要である。

【事務局】 丁寧に説明していくとともに、学童クラブ等を管轄する関係部署とも連携していきたい。

【奥野委員】 保護者の間でも色々な意見はあると思うが、入学式について、小学校は午前、中学校は午後に行っていただくと、仕事を 2 日休む必要がなくなる。そのような配慮があるとありがたいと思う保護者もいると考えられる。

【事務局】 同じ日にして欲しいという声と、分けて欲しいという両方の保護者の声を学校現場を通じて聞いている。

【稲田教育長】 学童クラブに対しても利用される日が増えることを伝えなければならない。

【事務局】 年 2～3 日程度であれば十分対応可能であり、学童クラブの利用料は月額料金と聞いている。

【松山委員】 年間授業日数を 205 日以上にしなくてはならないという規定はあるが、何

日以下になってはならないという規定はあるか。

【事務局】 特に定めはない。標準授業時数を満たせるような日程を設定していく。

【松山委員】 授業日数が減ることを肯定的に捉える保護者には、裕福な家庭が多い印象である。1日の授業時間が6時間から5時間になると、その分塾に行かせることができると思う保護者もいる。その結果、学力の格差が生まれてしまうのではないか。他の自治体で授業時数を減らしたことで格差が開いたという事例はないか。

【事務局】 授業時数を減らしたことによって格差が生まれたという事例は確認していないが、授業日数が多い自治体と、少ない自治体の全国学力調査の結果を比較しても、必ずしも授業日数が多い自治体の学力が高いということは確認できなかった。

【松山委員】 自治体単位のほか、地域内での学力格差の広がりはいかがか。

【事務局】 他自治体内の学力差の分布は調べられないが、学校の取組として、学力に不安を抱える子どもに対し、教員が放課後に勉強を見るといった工夫をすることはできる。格差が広がらないような取組を行うよう、学校に周知していきたい。

【笹岡委員】 今回は緩やかな変更であり、児童生徒への影響はそこまで大きくないと感じている。また、先生方が新年度に向けた準備期間を確保できるので、児童生徒のためにも、授業日数を減らすのは良い面があるということを発信していただきたい。単に授業時間が減るのではなく、必要な授業時間を確保しつつ、授業日数が減るということは前向きな変更であるということ、しっかりアピールしなくてはならない。

【石井委員】 授業時数の確保、学習時間の確保、在校時間の確保は切り離して考えていく必要がある。学校には教育機能と保護機能があり、これまでは授業日数を確保することで、両方の機能を満たしてきた。学校が週休二日制となった際に、塾に行く人が増え、格差が広がったというのは社会学の研究で明らかになってきている。現在、子どもの生活時間において、塾で授業を受け、宿題をする形は飽和状態になっており、授業をしない自習塾というものもできている。そのため、「量ではなく、質の時代である」という認識のもと、授業時数は減るが、先生方が授業力を上げることによって、塾では保障できない学びを充実させていくという、教育機能についての打ち出しが重要である。保護機能の観点では、学童保育や学校外の学び、生活や保護する場を充実させていくことを周知し、保護者の不安を受け止めるという打ち出しも重要である。

九州のとある自治体では、小学校校長会から始業式を遅らせて欲しいという要望があり、教育長がその要望を叶えるといった話があった。京都市ではすでに、始業式を遅らせる方向で議論を進めているが、現場の意見を聞き入れて、先生方が喜ぶような取組を行い、さらには保護者の不安を和らげ、喜ばれるような政策を打ち出せると良いのではないか。

【稲田教育長】 本市においても、小学校校長会からの要望があったが、校長会も「楽をしたい」という趣旨ではなく、あくまで「十分な準備をして質の高い教育を行いたい」という観点から要望されており、そのことを市民の方にも伝えていか

なければならない。

(議決)

教育長が、「議第 23 号 京都市立小学校、中学校、小中学校及び幼稚園の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について」、「議第 24 号 京都市立総合支援学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について」について、各委員「異議なし」を確認、議決。

議案 4 件については、市長の作成する議会の議案に対しての意見の申出及びその他の関係機関と協議等を必要とする事項に関する案件であるため、非公開

(4) その他

○教育長から、前会会議以降の主な出来事等について報告

11 月 10 日 第 22 回 教育実践功績表彰式典

11 月 15 日 第 62 回 京都市立幼稚園大会

「龍谷大学」と「開建高校」との連携協定締結式

○事務局から、当面の日程について説明

(5) 閉会

9 時 50 分、教育長が閉会を宣告。

署 名 教育長